

江戸川区外部監査契約に基づく監査に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)

第二百五十二条の二十七第一項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(包括外部監査契約に基づく監査)

第二条 江戸川区(以下「区」という。)は、法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約(以下「包括外部監査契約」という。)に基づく監査を受けるものとする。

2 法第二百五十二条の三十六第二項に規定する条例で定める会計年度は、毎会計年度とする。

3 区と包括外部監査契約を締結した法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

一 区が法第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

二 区が出資しているもので法第九十九条第七項に規定する政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

三 区が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの

四 区が受益権を有する信託で法第九十九条第七項に規定する政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの

五 区が法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。